



ML21574

参考答案 (意匠)

問題 I 設問(1)について

- (1) 意匠とは、物品等の形状等であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう (2 条 1 項)。
- (2) 意匠の類似とは、物品の意匠の類否判断は、対比される意匠に係る物品が同一・類似であるか否か、及び対比される意匠に係る形状等が同一・類似であるか否かによってなされる。すなわち、これらに共通性があれば類似であり、共通性がなければ非類似となる。
- (3) したがって、類似となる類型は、①物品同一・形状等類似、②物品類似・形状等同一、③物品類似・形状等類似が挙げられる。

問題 I 設問(2)について

- (1) 登録意匠とそれ以外の意匠の類否判断は、「需要者」の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う (24 条 2 項)。需要者には、取引者も含まれる。
- (2) 昭和 49 年 3 月 19 日最高裁判例において、意匠の類似とは一般需要者から見た美感の類否であるとされたが、以後の裁判例や実務の一部においては、意匠の類似についてデザイナー等の当業者の視点から評価を行うものもあり、最高裁判例とは異なる判断手法をとるものが混在していることにより意匠の類否判断が不明瞭なものとなっていると指摘されていた。
- (3) これに対し、意匠の類否判断は、意匠制度の根幹に係る意匠の登録要件や意匠権の効力範囲を司るものであることから、統一性をもって判断されることが望ましいと考えられた。
- (4) そこで、意匠の類否判断について明確化するために、24 条 2 項において、意匠の類否判断は「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う」と規定された。

20

問題 I 設問(3)について

1. 登録意匠イの無効理由の有無について

- (1) イに係る出願は、ロに係る出願の日後にされているが、イとロは非類似である。また、ハがイとロの類似範囲と重なる部分にあるが、先後願の関係において、後願の意匠に類似する意匠が先願の意匠に類似するかどうか、類似範囲にまで対象を広げて先後願の判断がされることはない (9 条 1 項)。
- (2) よって、イは、無効理由を有しない (48 条 1 項 1 号)。

2. 甲が意匠ハを業として実施することの可否

- (1) 意匠ハが登録意匠イに類似することから、甲はイに係る意匠権に基づき、ハを業として実施できるようにも思える (23 条)。
- (2) しかし、イに類似するハは、イに係る出願の日前の出願に係る他人乙のロと類似する。したがって、甲がハを実施すると、当該意匠において乙の権利客体を全部実施することになり、その逆も成立するという抵触関係が成立する。
- (3) よって、先願優位の原則の下、甲は、ハを業として自由に実施することができない (26 条 2 項)。

問題 II 設問(1)について

40

1. 事前検討

参考答案（意匠）

甲が意匠イを、検討時の60日前に自己のウェブサイトで公開していた場合、特段の手續なく出願すると、意匠イは新規性がないので、拒絶される（3条1項2号、17条1号）。したがって、甲は新規性喪失の例外の規定を受けることにより、拒絶を回避するべきである（4条2項）。

2. 国内出願の場合

甲は、意匠イを公開した日から1年以内に国内出願すべきである（4条2項）。

さらに、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける旨を記載した書面を当該出願と同時に、意匠イが新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を当該出願の日から30日以内に、それぞれ特許庁長官に提出するべきである（同項）。

3. 国際出願の場合

甲は、意匠イを公開した日から1年以内に国際出願すべきである（4条2項）。

さらに、新規性喪失の例外の規定の適用を受ける旨を記載した書面、及び、意匠イが新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出すべきである（60条の7第1項）。

なお、当該証明書は、国際出願と同時に、国際事務局に提出することもでき、その場合、国際出願と同時に提出された当該証明書は、国際登録の日の特許庁長官に提出されたものとみなされる（同条2項）。

60 問題II設問(2)について

1. 国内出願の場合

(1) 意匠イの国内出願は、意匠権の設定登録の後、意匠公報が発行されて内容が公表されるが（20条3項）、甲は、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することで、公にすることを先延ばしすることができる（14条1項、20条4項）。

(2) 甲は、秘密請求するに際し、国内出願の出願と同時に、又は意匠権の第1年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に、意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所、秘密にすることを請求する期間を記載した書面を特許庁長官に提出することに留意すべきである（同条2項）。

2. 国際出願の場合

(1) 意匠登録出願とみなされた国際出願については、秘密意匠の規定（14条）が適用されないため（60条の6、60条の9）、甲は秘密請求をすることができない。ジュネーブ10条(3)(a)により、国際登録が国際事務局によって公表されるため、国際出願はすでに国際公表されており、その内容を秘密にすることが不可能だからである。

(2) 一方で甲は、国際事務局に対して、国際登録について、公表の延期を請求することで、国際公表が延期され、意匠イを公にすることを先延ばしにすることができる（ジュネーブ5条(5)、11条(2)）。

(3) 甲は、国際出願の出願時に公表の延期を請求することに留意すべきである（ジュネーブ5条(5)）。 以上